

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

居宅介護支援事業所 サンプラザ長岡

居宅支援事業所 サンプラザ長岡は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる高齢福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定め、全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

第1条 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い高齢福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、適正な感染対策の取組みを行う。

第2条 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の体制整備

（1）平常時の対策

1) 感染対策委員会の設置（施設サービス感染対策委員会に所属する）

2) 目的

感染対策委員会を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築等の取組みを適切に実施することを目的として、感染対策委員会を設置する。

（施設サービス体制に準ずる）

3) 感染対策委員会の構成（施設サービス体制に準ずる）

- ① 医師
- ② 事務長
- ③ 看護部長
- ④ 介護長
- ⑤ 看護主任・介護主任
- ⑥ リハビリ主任
- ⑦ 居宅介護支援事業所 管理者及び感染症の予防及びまん延の防止に関する担当者

4) 感染対策委員会の活動内容

感染対策委員会は、委員長の召集により感染対策委員会を定例開催（6ヶ月毎に1回）に加えて、地域で感染症が増加している場合や施設内で感染症発生の疑いがある場合等は、必要に応じ随時開催する。

委員会では、「感染症の予防」と「感染症発生時の対応（まん延防止等）」のために

必要な次に掲げる事項について審議する。

なお、委員会での議論の結果や決定事項については、すみやかに職員に周知を図る。

- ① 施設内感染対策の立案
- ② 感染に関する最新の情報を把握し、指針・マニュアル等の作成及び見直し
- ③ 施設内感染対策に関する、職員への研修の企画及び実施
- ④ 利用者・職員の健康状態の把握
- ⑤ 感染症発生時における感染対策及び拡大防止の指揮
- ⑥ 各係での感染対策実施状況の把握と評価、改善を要する点の検討

5) 指針の整備

職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備する。

6) 職員研修の実施

職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年1回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。

7) 訓練

平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年1回以上の「訓練」を定期的実施する。

8) 指針の更新

感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的指針を見直し「指針の更新」を行なう。

9) その他

- ① 記録の保管

感染対策委員会の開催記録等、施設内における感染対策に関する諸記録は保管する。

第3条 日常の支援にかかる感染管理（平常時の対策）

1) 発生状況の把握

日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

2) 職員の健康管理及び日常支援にかかる感染管理

以下の項目を定める。

- ① 利用者の感染状況確認
- ② 職員の健康管理
- ③ 標準的な感染予防策

④ 衛生管理

第4条 発生時の対応

1) 感染拡大の防止

感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

- ① 感染症の発生状況の把握
- ② 消毒
- ③ 訪問調整及び感染予防対策
- ④ 濃厚接触者への対応

2) 行政関係機関との連携

感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の行政機関との連携のためにすみやかに報告を行う。

- ① 指定権者：長岡市 介護保険課 Tel：0258-39-2245
- ② 保健所：長岡地域振興局 健康福祉環境部 医薬予防課
〒 940-0857 長岡市沖田 3 丁目 2711 番地 1
Tel：0258-33-4932 Fax：0258-33-4933

3) 関係者への連絡

感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長など役職者及び管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、事業所内及び他の事業所等の関係者間で情報共有をすみやかに行う。

第5条 当指針の閲覧

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにする。

第6条 その他

感染症の予防及びまん延の防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の感染症予防及び権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

本指針は 2023 年 4 月 1 日から施行する。